

国自旅第33号
令和元年6月20日

近畿運輸局自動車交通部長 殿

国土交通省自動車局旅客課長
(公 印 省 略)

レンタカーによる貸切バス経営類似行為の防止の徹底について

去る5月10日、茨城県のレンタカー事業者が、貸切バス経営類似行為を行った上、多数の方々に重軽傷を負わせる事故を発生させ、今般、道路運送法第4条違反及び業務上過失傷害罪で送検されるという事案が発生した。

道路運送法等の関係法令の遵守については、これまでも機会ある毎にその指導徹底を依頼しているところであるが、かかる事案の発生はレンタカー事業に対する信頼を著しく失墜させる行為であり、極めて遺憾である。

については、下記のとおり管内のレンタカー事業者に対し、レンタカーによる貸切バス経営類似行為の防止について周知徹底を図るとともに、利用者に対しいわゆる白バス利用の防止についても注意喚起を図られたい。

なお、本件については、別紙のとおり一般社団法人全国レンタカー協会に対し通知しており、協会加盟事業者へは各レンタカー協会から周知がなされる予定であるが、各運輸支局等においては地元の各レンタカー協会と適宜調整を図られたい。

記

1. 事業者に対する周知徹底

今回の事案は、レンタカー協会へ加盟せず、かつ、毎年の貸渡実績報告書を提出していない事業者により惹起されたものであり、特にこのような事業者に対し周知徹底を図る必要がある。については、各運輸支局等において管内営業所にマイクロバスを配置する全てのレンタカー事業者（協会非加盟事業者に限る。）に対し、以下のとおり周知徹底を図ること。

- (1) 貸切バス経営類似行為を防止すること
- (2) マイクロバスを貸し渡す際に、借受人に対し安全かつ適切な駐車について注意を促すこと
- (3) 貸渡実績報告書を確実に提出すること

2. 利用者に対する白バス利用防止の注意喚起

マイクロバス利用者の中には、いわゆる白バスを違法なものとは認識せずに手配・契約しているケースもあると考えられることから、以下のとおりいわゆる白バス利用を防止するための利用者に対する注意喚起を行うこと。

- (1) 運輸局・運輸支局等HPへ掲載すること
- (2) 自治体広報誌・HPへ掲載すべく、運輸支局等から管内自治体へ要請を行うこと
- (3) 学校関係行事におけるマイクロバスの適切な利用について、教育委員会等へ周知を図ること